

# 事業箇所総合評価シート

【担当課:道路管理課】

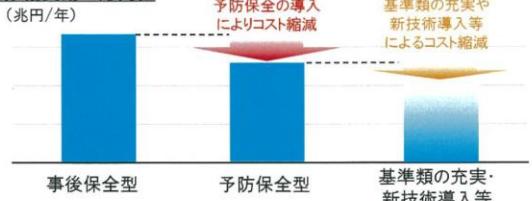
事業名	道路構造物補修事業		路線名等	五條土木事務所管内				
箇所名	五條土木事務所管内							
事業の概要	目的	奈良県内の多くの橋りょう等の道路施設は、高度経済成長期に建設されており、今後、建設後50年を経過することで劣化・損傷の危険性が高まっている。奈良県内の安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減するため、計画的かつ効率的に、道路構造物の補修を実施する必要がある。						
	事業内容	橋りょう補修工事 N= 42施設 トンネル補修工事 N= 0施設 大型構造物補修工事 N= 4施設 合 計 N= 46施設						
	着手年度	平成30年度	完成年度	平成33年度	全体事業費	987百万円		
	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に道路法施行規則の改正により、5年に1回の定期点検が義務化された。</li> <li>この定期点検において、特に、Ⅲ判定と診断された道路構造物については、「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」であり、5年後の次期点検までに補修を行う必要がある。</li> <li>今回の138施設は、次期点検までに補修を終了するために、H30年度新規着手すべきものである。</li> </ul>						
	上位計画等	長寿命化修繕計画						
	事業の有効性 (事業により予想される効果及び影響)	計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を行うことにより、安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減できる。  【便益に計上されていない効果】 ①安全で信頼性の高い道路サービスの提供 ②緊急輸送道路の安全性、信頼性の確保 ③①、②による地域住民の生活・経済活動の安全・安心の確保						
	コスト縮減への取組み	橋梁点検の結果等を踏まえ、『事後保全』型維持管理から、計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理へ転換を図る。						
	地元情勢等	市町村管理施設においても計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を実施するため、県が市町村に対して『垂直補完』により、技術的支援等を行う。						
	他計画他事業との関連	奈良県道路整備基本計画						
評価結果	左の理由							

## 予防保全を前提としたメンテナンス

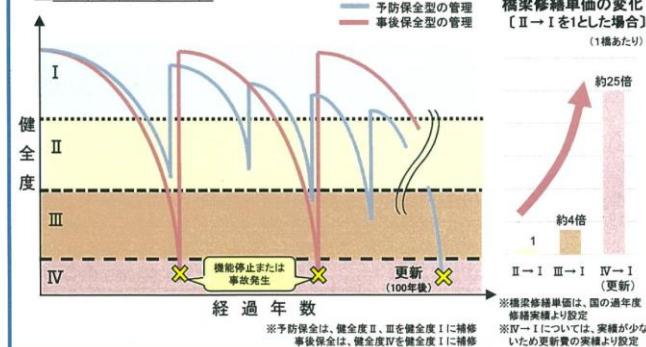
### 予防保全により将来の維持管理費用を縮減

予防保全：個々の道路環境を踏まえて、道路管理者が定期的に点検・診断を行い、最小のライフサイクルコストで安全・安心やその他の必要なサービス水準を確保する維持管理の考え方

### 将来修繕費用の方向性



### メンテナンスイメージ



## 省令・告示の施行、点検要領の通知(道路管理者の義務の明確化)



道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行) (抄)  
(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とすること。

### 【診断】 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年3月31日公布、7月1日施行)  
トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態